

## ネットワーク中立性に関するワーキンググループ（第4回）

1 日時 令和2年12月23日（水） 15：30～17：30

2 場所：WEB会議

3 出席者

### ○構成員

林主査、江崎構成員、大橋構成員、柿沼構成員、実積構成員、中尾構成員、中村構成員、森構成員

### ○オブザーバー

「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」立石主査

### ○総務省

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、梅村データ通信課長、片桐消費者行政第一課長、小川消費者行政第二課長、大内料金サービス課企画官、田畑データ通信課企画官、関沢データ通信課課長補佐、武田データ通信課課長補佐

4 議事

- (1) ネットワーク中立性に関するアンケート結果
- (2) 欧米のネットワーク中立性に関する最近の動向について
- (3) 帯域制御等の実施及びゼロレーティングサービスの提供に係る事業者及び団体へのヒアリング結果
- (4) ヒアリング結果を踏まえた論点（案）
- (5) その他

【林主査】 皆様、お疲れさまでございます。主査の林でございます。年末のお忙しいところ、ありがとうございます。全員おそろいということですので、定刻となりましたので、ただいまから電気通信市場検証会議、ネットワーク中立性に関するワーキンググループの第4回を開催いたします。

本日の会議につきましても、コロナ禍のため、ウェブ会議による開催とさせていただきます。構成員の先生方全てオンラインでの出席と承っております。

それでは、議事に入ります前に、事務局より配付資料の確認とウェブ会議における注意事項の御案内をお願いいたします。

**【関沢データ通信課課長補佐】** 本ワーキンググループの事務局を担当させていただきます、総務省データ通信課の関沢でございます。

本日の資料は、出席表、議事次第、資料4-1から4-5まで、参考資料1から3までとなっております。なお、参考資料1につきましては、前回会合後に構成員から頂いた追加質問に対しての事業者からの回答をまとめてございます。

続きまして、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。傍聴の方は、現在構成員が参加されているシステム上の資料投影ですとかチャット欄は閲覧できない設定となっております。資料につきましては、当ワーキンググループのウェブページに公開してございますので、そちらを御覧ください。

出席者の方々におかれましては、御発言に当たってはお名前を必ず冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、主査を除き映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言に当たっては、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、マイクと映像のいずれもオフに戻してください。また、資料の御説明に当たっては、都度、御説明される資料のページ番号に言及いただきますようお願いいたします。

ウェブでの御出席中に接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時御連絡いただければ対応させていただきます。

事務局からは以上でございます。

**【林主査】** ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。本日は5つございまして、(1) ネットワーク中立性に関するアンケート結果、(2) 欧米のネットワーク中立性に関する最近の動向について、(3) 帯域制御等の実施及びゼロレーティングサービスの提供に係る事業者及び団体へのヒアリング結果、(4) ヒアリング結果を踏まえた論点(案)、(5) その他を議題にしたいと存じます。

それでは、まず先ほど申し上げた議題（１）及び（２）につきまして、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

【関沢データ通信課課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料４－１「ネットワーク中立性に関するアンケート結果」を御説明します。

まず、１枚おめくりください。２ページ目でございます。アンケート調査の概要でございます。今年の１２月８日から１０日にかけて、携帯電話利用者及び固定インターネット利用者を対象にウェブアンケートを実施してございます。いずれも対象者数につきましては、８、０００人程度となっております。

主な質問事項につきましては、中ほどございまして、帯域制御に関しましては、その用語ですとか実施に係る認知度、ゼロレーティングサービスの認知度や利用状況、それから新型コロナウイルス感染症の感染拡大によります生活時間の変化ですとか通信環境の変化について調査をしたものになってございます。

続いて、３ページ目を御覧ください。基本属性でございますが、１０代から７０代まで、男女ともに幅広く調査をしてございます。また、契約中のプランにつきまして、携帯につきましては４ＧまたはＬＴＥプランが６４．１％となっております。また、加入している固定インターネットサービスにつきましては、ＦＴＴＨが６０．５％、ケーブルテレビが１５．４％となっております。

続きまして、４ページ目でございます。携帯で利用中のプランの、データ通信量上限及び１か月当たりの利用データ通信量でございます。全般的に、携帯電話サービスの低・中容量プラン（１０ＧＢ未満）の加入者の割合が６１．６％となっております。また、１か月当たりのデータ通信量が１０ＧＢ未満と回答した方が７３．７％となっております。

続きまして、５ページ目を御覧ください。通信速度・品質についての満足度でございます。利用している携帯電話サービスの通信速度・品質の満足度につきまして、契約時の期待と比べて「満足」または「非常に満足」と回答したのが４３．３％、「普通」と回答したのが７．４％、「不満」または「非常に不満」と回答したのが８．２％となっております。固定インターネットにつきましては、「満足」または「非常に満足」と回答したのが３９．３％、「普通」と回答したのが４７．２％、「不満」または「非常に不満」と回答したのが１１．１％となっております。

続いて、６ページ目を御覧ください。こちらから帯域制御の関係の質問でございます。まず、認知度でございますけれども、帯域制御という用語につきまして、８２．５％の利用

者の方が知らない」と回答してございます。また、利用しているプランで帯域制御等が実施されるかにつきまして、携帯電話・固定インターネットともに8割以上、携帯ですと84.6%、固定インターネットですと86.6%の利用者の方が知らない」と回答してございます。

続いて、7ページ目でございます。帯域制御等が実施されるかを知っていると回答された方で、実施される旨を知った方法について、携帯電話サービスでは「新規契約時の説明」が38.3%と最も高くなってございまして、次いで「Webでの説明画面」が36.9%となっております。また、固定インターネットでは、「Webでの説明画面」が35.5%、次いで「新規契約時の説明」が32.8%となっております。

また、2ポツ目でございますけれども、帯域制御等の実施に同意したかにつきましては、携帯電話サービス及び固定インターネットのいずれについても約半数、携帯ですと52.9%、固定ですと48.7%が「同意」したとしている。一方で、「分からない・覚えていない」と回答した方が4割程度ございまして、携帯電話が38.7%、固定インターネットが43.1%となっております。

続いて8ページ目でございます。こちらからゼロレーティングサービスの認知度、利用状況に関するものでございます。まず、ゼロレーティングサービスの認知度につきまして、「サービスの内容まで知っている」または「サービスについて聞いたことがある」と回答された方は21.5%となっております。また、ゼロレーティングサービスに加入していると回答した者は、携帯電話サービス利用者の4.7%となっております。分からないと回答された方は52.4%となっております。また、右側でございますとおり、大容量プランに加入している方ほど、ゼロレーティングサービスに加入していると回答している割合が高くなってございまして、30GBから50GBの間ですと15.2%、50GBから100GBの間ですと16.8%の方が加入していると回答しております。

続いて、9ページ目を御覧ください。ゼロレーティングサービスを利用していると回答された方のうち、73.3%の方がゼロレーティングサービスの有無が契約理由になったと回答してございます。また、ゼロレーティングサービス利用者の52.2%が、ゼロレーティングサービスの利用により対象コンテンツの利用時間が増えた」と回答してございます。一方、変化はなかったと回答された方は46.8%となっております。

一方、ゼロレーティングを利用されていない方につきましては、利用していない理由として、「現在のプランで十分だから」というのが44.8%、「自宅では固定インターネット

のWi-Fiを使用しているため」というのが29.8%、「ゼロレーティングサービスを知らなかった」というのが18.3%となっております。

続いて、10ページ目でございます。まず、ゼロレーティングサービス契約時のサービスに関する説明内容につきまして、「十分だった」と回答された方が85%の利用者になってございます。また、ゼロレーティングサービス対象コンテンツの使用通信データ量が適切にカウントされているかについて、「適切だと感じる」方が73.5%となっております。一方、ゼロレーティングサービスが適切に行われるために、ゼロレーティング対象コンテンツのデータ通信量を「表示されるべきだと思う」という回答が81.1%となっております。また、3つ目ですけれども、今後のサービスの利用意向につきまして、「現在利用しており、今後も引き続き利用する」または「現在は利用していないが、今後利用する」との回答が9.8%となっております。

11ページ目以降が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によります生活時間ですとか通信環境の変化について質問したものでございます。1点目でございますけれども、緊急事態宣言前（2月～3月）、緊急事態宣言中（4月～5月）、そして現在、12月ということで、3つのフェーズについて質問したものでございます。まず、1日当たりの平均的な在宅時間につきましては、宣言前から宣言中にかけて、平日・休日ともに増加してございます。平日は13.9時間から16.7時間に、休日は16.8時間から18.8時間になってございます。現在はまた減少してございまして、宣言前の在宅時間に近づいてきてございます。

続いて、12ページ目でございます。テレワーク及びウェブ会議システムの使用頻度についてお尋ねしたものでございます。1点目、1日当たりの平均的なテレワークを行う時間につきましては、緊急事態宣言中に大きく増加してございまして、0.7時間から1.9時間となっております。現在の平均時間は、緊急事態宣言前の約2倍の1.4時間となっております。また、2点目、1週間当たりの平均的なウェブ会議システムの使用回数は、緊急事態宣言中に大幅に増加しており、0.4回から1.6回となっております。現在は宣言中よりはやや減少して、1.4回となっております。

続いて、13ページ目でございます。オンライン授業の受講時間でございます。学生の平日1日当たりの平均的なオンライン授業の受講時間につきましては、緊急事態宣言中に大きく増加してございまして、0.4時間から3.3時間になってございます。現在の平均時間につきましては、宣言中よりはやや少なくなっておりますが、宣言前の約5倍の2.1

時間となってございます。また、1日当たりの動画の視聴時間につきましては、宣言中にやや増加してございまして、平日に1.2時間から1.8時間に、休日に1.6時間から2.2時間に増加してございます。現在の視聴時間につきましては、宣言中よりやや減少してございますけれども、宣言前よりは大きく、平日1.4時間、休日1.8時間となっております。

続いて、14ページ目でございます。携帯及び固定インターネットの通信速度が「遅い」または「不安定」と感じる割合につきましては、宣言中にいずれも増加してございます。携帯は26.5%から28.5%、固定は28.1%から32.2%になってございます。現在、インターネットの通信速度が「遅い」あるいは「不安定」と感じる割合につきましては、宣言中よりはやや減少してございます。

続いて、15ページ目でございます。通信速度が「遅い」または「不安定」と感じる方につきましては、その感じる時間帯についてお尋ねしたものでございます。携帯電話及び固定インターネットともに「夜間」、18時から24時までの間が高くなっているほか、「特定の時間帯に遅いと感じるわけではない」という方も多くなっております。また、宣言中につきましては、携帯電話では午前から夜間まで、6時から24時まで、固定インターネットでは正午から夜間につきまして、「遅い」あるいは「不安定」と感じる割合がやや増加しているというものでございます。

続いて、16ページ目でございます。コンテンツ別にお尋ねしたものでございます。「遅い」あるいは「不安定」と感じるサービスにつきまして、携帯電話では、動画投稿・共有サイト、現在39.2%となっております。ニュース等のウェブサイトは29%となっております。固定インターネットでは、動画投稿・共有サイトや映像配信サービスが40.4%と割合が高くなっております。また、宣言中におきまして、携帯電話では映像配信サービス及び通話アプリケーション・Web会議システム、固定インターネットでは動画投稿・共有サイト及び通話アプリケーション・Web会議システムについて、通信速度が「遅い」または「不安定」と感じた割合がやや増加しているものでございます。

続いて、最後のスライドでございますけれども、今後の我が国の通信インフラ（帯域・通信品質）についてお尋ねしたものでございまして、「現状で十分である」という回答は50.3%でございました。一方、「今後通信インフラ増強が必要である」という回答も56.5%と過半数以上になったものでございます。

以上で資料4-1の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、資料4-2「欧米のネットワーク中立性に関する最近の動向について」、説明をさせていただきます。

1 ページ目でございます。欧州連合司法裁判所（C J E U）によりまずゼロレーティングサービスの提供に関するネットワーク中立性規則第3条の先行判決（解釈）を示したものでございます。

まず、「経緯と概要」を御覧ください。2017年1月に、ハンガリーの国家メディア・情報通信庁が、T e l e n o r H u n g a r y 社というノルウェーの国営会社が提供するゼロレーティングサービスが、2016年4月に施行されましたEUネットワーク中立性規則第3条（オープンインターネットアクセスの保護）に違反していると指摘したものでございます。

これを受けまして、T e l e n o r H u n g a r y 社からの提訴がございまして、ハンガリー高等裁判所は、ネットワーク中立性規則の解釈をめぐりまして、2018年9月にC J E Uに先行判決を要請したものでございます。

米印のところでございますけれども、先行判決とは、EU加盟国内での事件につきまして、EUが定める規則等の解釈に関して問題が発生したときに、加盟国の裁判所の求めに応じまして、C J E Uが出すことのできる意見のことでございます。

3 ポツ目でございますけれども、今年の9月、C J E Uは、特定のアプリ使用時のデータ量をカウントせず、また、通信上限超過時に特定のアプリの通信速度制限を行わないゼロレーティングサービスは、ネットワーク中立性規則第3条に相入れないという先行判決を示したというものでございます。

中ほどに「T e l e n o r H u n g a r y 社が提供するゼロレーティングサービスの概要」を示してございます。「My C h a t」と「My M u s i c」というメッセージアプリ及び音楽アプリに関するゼロレーティングサービスを提供してございまして、これらがゼロレーティング対象のコンテンツ等を使用する際のデータ量はエンドユーザーが購入しているデータ容量にカウントされない、それから、データ容量が上限に達した際に、ゼロレーティング対象のコンテンツ等については低速化されないと、そのようなサービスになってございます。

続きまして、2 ページ目を御覧ください。争点となっておりますネットワーク中立性規則第3条のオープンインターネットアクセスの保護の内容でございます。

まず、1 ポツ目でございますけれども、2015年10月に採択されまして、2016

年4月に施行されたものでございます。2016年8月に、BERECという欧州電子通信規制者機関、各EU加盟国の電子通信規制団体の代表者から構成される機関ですけれども、そちらが規制の一貫した適用を図るために加盟国規制機関向けにネットワーク中立性規則の判断基準を示すガイドラインを公表してございます。今年の6月に改定されてございます。

その内容につきましては以下のとおりとなっております。まず、利用者の権利、第3条第1項でございますけれども、エンドユーザーは、情報やコンテンツに接続及び配信し、アプリケーションやサービスを利用及び提供し、自ら選択した端末を使用する権利を有すると。

利用者・事業者の合意ということで、第3条第2項でございます。インターネットアクセスサービス事業者がエンドユーザーとの間で、取引上及び技術上の条件や、価格、データ容量、速度等のインターネットアクセスサービスの特徴に関する合意を締結することは認められる。ただし、その合意がエンドユーザーの権利の行使を制限してはならないというような内容になってございます。

BERECガイドラインにおきましては、こうしたエンドユーザーの権利制限の有無に関する評価における考慮事項を挙げてございまして、1ポツ目でございますけれども、公正・非差別的なトラヒックの取扱い、イノベーションの促進を回避するような目的かどうか、それから2ポツ目、ISPとコンテンツ、アプリケーション事業者の市場における地位、それから3つ目ですけれども、選択できるコンテンツ等の多様性の減少、利用の動機付けの有無等の影響、それから次のポツでございますけれども、提供できるコンテンツ等の多様性の減少ですとか市場参入の阻害等、こういったものを考慮に入れる必要があるとしてございます。

続いて、3ページ目でございます。オープンインターネットアクセスの保護の第3条第3項でございますけれども、事業者の義務ということで、インターネットアクセスサービス事業者は、全てのトラヒックを平等に取り扱わなければならないとしてございまして、同じく3条3項の第2・3段落では、以下に該当する合理的なトラヒック管理措置を実施することは妨げられないとしてございまして、商業的考慮によるものではなく、特定のカテゴリーの客観的に異なる技術的なサービス品質要件に基づくものであることなどを挙げてございます。

また、BERECガイドライン、下の枠囲みでございますけれども、ゼロレーティング

についても記載してございまして、エンドユーザーの権利行使に影響を与える可能性があるものとして言及はされてございますけれども、一律に禁止はされてございません。ただし、データ上限に達した場合にゼロレーティングの対象アプリケーション以外の全てのアプリケーションをブロックする行為は違反するとか、あるカテゴリーの全てのアプリケーションに対するゼロレーティングと、特定アプリケーションのみに対するゼロレーティングでは、後者のほうがエンドユーザーの権利を制限しやすい。また、考慮要素として、データ容量が低ければ低いほど、ゼロレーティングの対象アプリケーションを利用するインセンティブを高め、エンドユーザーに与える影響力が大きくなるということを挙げてございます。

4 ページ目が、先行判決の要旨でございまして。上から2つ目のポツでございましてけれども、エンドユーザーの権利が制限されているかどうかを判断するに当たっては、情報やコンテンツを利用する側だけでなく、コンテンツの提供側への影響も考慮する必要があるとございまして。また、事業者の市場における地位も考慮しながら個別的に検討する必要があるとございまして。

また、3ポツ目でございましてけれども、データ上限超過後も特定のアプリを無制限で使用できると、ゼロレーティング対象のコンテンツの使用は増え、対象外のコンテンツの使用は減少する。その際、事業者の市場における地位が強いほど、エンドユーザーの権利行使はより制限され得るというものでございまして。

また、中ほどの3条3項に違反するかのところでございましてけれども、2ポツ目、特定コンテンツのみに対する低速化は、ゼロレーティング対象外のコンテンツの使用を困難にするものでありまして、「商業的考慮」のトラヒック制御だといえるとなつてございまして、結論としましては、こうしたT e l e n o r H u n g a r y社が提供するゼロレーティングサービスにつきまして、第3条第2項及び第3条第3項と相入れないと解釈されるべきであるという判決を示してございまして。

ただ一方、英文上、こうした考慮事項の当てはめにつきましてはあまり具体的には記載されていなくて、恐らくハンガリーにおいて、T e l e n o r H u n g a r y社が市場においてトップ3に入っているというような、市場における地位も考慮されたのではないかと思われまして。

ハンガリーの高等裁判所がこの選考判決を受けてどう判断するのか、今後も動向を注視していきたいと考えてございまして。また、様々な考慮要素が示されてございまして、こ

うした観点も参考にして、私どもの検証も進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、5ページ目につきましては、欧州におけるネットワーク中立性に関するこれまでの動きを時系列に沿ってまとめたものでございます。

6ページ目につきましては、米国におけるネットワーク中立性に関するこれまでの動きでございまして、2017年12月に、共和党のFCCパイ委員長が就任されまして、新オープン・インターネット規則の大部分のルール廃止を決定されてございます。一方、今年の12月に、ネットワーク中立性規則に違反する事業者に対するFCCの権限回復を掲げますバイデン前副大統領が、選挙人投票で過半数を獲得し、大統領選の勝利が確定したということでございまして、今後も大きな動きがあるのではないかと考えられますので、こうした米国における動向も引き続き注視してまいりたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**【林主査】** ありがとうございます。先ほど御紹介いただいたCJEUの先行判決は、私も注目していたんですけども、その判断はかなり競争法的な思考に基づくもので、エンドユーザーの権利の重視や判決で挙げられた考慮要素、特に市場における地位の考慮というのは、我が国の評価を考えるに当たっても非常に参考になると思いました。

それでは、ここまでの事務局の説明を踏まえまして、御質問、コメントの希望がございましたら、チャット欄に御記入をお願いいたします。先生方から一通り質問を承った後、まとめて事務局に御回答いただきたいと思いますと思っております。いかがでしょうか。

それでは、まず実積先生、御質問をお願いいたします。

**【実積構成員】** 実積です。詳細説明ありがとうございます。資料の2つ目からいうと、私も林先生と同じようにこの判決に注目していましたので、今後どうなるか勉強していきたいと思っております。

質問は、1つ目のアンケート結果なんですけど、資料の8ページ目にゼロレーティングの利用者動向があるんですけど、「加入している」4.7%、「加入していない」42.9%の中で、これはサンプル全てに関して測られたと思うんですが、そもそもサービスについて知らないと加入できないので、左側の21.5%のうち、内数としてどのくらい加入しているかという数字でないと、このグラフはかなりミスリーディングになると思います。一昨年、アンケートで私が調べたところ、大体知っている人の4分の1ぐらいが入るといって、かなり訴求力があるなという感じもしていたんですけども、4.7%というのは、21.

5%の内数で計算すると、多分もう少し高くなるというか、4分の1か、25%ぐらい入るといふことになると思うんです。その意味で、このグラフというのは、ミスリーディングとまでは言いませんけども、どちらかと言えば、ゼロレーティングというのはかなり受けているサービスだと解釈すべきだろうなと思いました。その点に関してどういうふうにお考えなのかというのが1つ。

それから、学生のオンライン授業に関して、13ページ、2月から3月のオンライン授業と、それ以降、緊急事態宣言中と現在のオンライン授業の水準が違うという話があったんですけども、2月から3月は多分中学生・高校生ぐらいの話だなと思ひまして、大学生はまだ2月・3月は授業がないので、恐らく平均時間はゼロだったと思うんですけども、中学生・高校生と大学生を分けた数字はお持ちじゃないのか、そこをお伺ひしたいと思ひました。

質問は以上です。ありがとうございます。

【林主査】 ありがとうございます。

それから、全国消費生活相談員協会の柿沼構成員からも質問があるということでございますので、続けてお願いできますでしょうか。

【柿沼構成員】 全国消費生活相談員協会の柿沼です。まず、幅広い年齢のアンケート調査を行っていただいて、大変ありがとうございました。

資料の4ページ、それから6ページ、8ページにかかるところなんですけども、認知度がかかなり思った以上に低いかなという感想はあるのですが、これは年代ごとによって何か違いがあるのか、そちらについてお聞きしたいのと、9ページで、カウントの方法について表示すべきだと思うという結果が多く出ましたので、その部分につきましては今後も検討していただきたいなと思ひております。

以上です。

【林主査】 ありがとうございます。

続きまして恐縮でございますが、東京大学の中尾構成員、よろしくお願ひいたします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。まず、資料4-1のアンケートですが、非常に多岐にわたり、また、我々からインプットしたアンケート項目も追加して、調査をしていただきまして、大変ありがとうございます。非常に興味深い結果が得られていると思ひます。

帯域制限に関しては、当然と思ひる結果が多いのですが、ゼロレーティングに関して、先

ほど柿沼構成員からのご指摘のあったところは、私も同感で、意外にゼロレーティングの知名度が低いのだとは思いました。私が特に気になるのは、10ページです。説明内容について「十分だった」とか、適切に通信データ量がカウントされているかについて、7-8割の方がISPがきちんとゼロレーティングのカウントフリーを実施しているという印象をお持ちなんだということがよく分かります。

その一方で、10ページの3番目、右の上ですけれども、適切に行われるためには、課金対象の通信データ量に加えて、ゼロレーティングサービス対象のコンテンツのデータ通信量も表示されるべきというのが8割を占めています。これは何を意味するかというと、今のところ、ゼロレーティングサービスはうまく運用されているけれども、不正があってはならないと。つまり、表示をちゃんとやって、正しくカウントされていることを確認したいというユーザーの非常に強い意志の表れであると思っています。ゼロレーティングサービスは知名度が低く、まだこれからかもしれないのですけれども、もしこれを我が国の中で、ネットワーク中立性の議論に照らし合わせて、継続してこれを容認していくということを選択するのであれば、やっぱりゼロレーティングサービスというのはきちんと運用していくことが望まれています。我々がガイドラインで望ましい行為と書いたのは、正しい方向だと思いました。

この辺り、データの解釈を少しどこかで(この後の資料でも出てくるかもしれませんが)書いていただければいいかなと思いました。これは意見になります。

それから、もう1つの4-2の資料ですけれども、これは林先生も実積先生も注目されていたということなのですが、Telenorの行為が違反するかどうかというところですが、この結果、4ページ目の結論のところですが、これは一応相入れないと解釈されるべきであると。先ほど事務局説明で、英文であまり詳しくは書かれてないということでしたが、これは実際のところどういう意味を持っているのか。Telenorはかなり大きな企業だと思うのですけれども、この結果が例えば好意的に受け入れられているとか、そういう世論の状況とかがもし分かれば教えていただきたいのと、これが見せしめになって、ゼロレーティングに対して影響が大きくなっていきそうなのか、そういったところの様子がもし分かればと思います。

それと併せて、米国のところも、中立性に関しては、1回、トランプ大統領の主張側に倒れたわけですが、その辺りが今後どういう方向になっていきそうになっているかというのがもし分かれば教えていただければと思います。2番目は質問になります。

【林主査】 中尾先生、ありがとうございます。御意見と御質問ということで承りました。

最後になりますでしょうか、森構成員、よろしくお願ひいたします。

【森構成員】 森です。御説明ありがとうございます。アンケートも、あと欧州の判決の御説明も非常に重要なものであると感じました。

特に、まずアンケートのほうですけれども、実績先生が訴求力があるとおっしゃっていましたが、私はこのアンケートベースだけ見ている、やっぱりゼロレーティングは非常に訴求力のあるサービスなんだと解釈しまして、それは、9ページの認知度・利用状況のところを見ますと、利用者の中ではゼロレーティングサービスの有無が契約理由になっているという人が73%もいるということであって、また、実際にその人たちがサービスをしっかり使っている、使い切っているということですね。なので、簡単に言ってしまうと、今のところの認知度は低いのかもしれませんけれども、これが本当にそうなのかという話はさっきあったわけですが、仮に今のところ認知度が低かったとしても、ユーザーの多くが知るに至れば、皆さんが使うようになる、そういうサービスなんじゃないかなと思いました。

他方で、欧州の判決ですけれども、これもすごくインパクトのある判決で注目すべきだと思うんですけども、3ページに書いてある条文と4ページに書いてある判決を合わせて読むと、非常にゼロレーティングに対して制限的なルールを彼らは持っていて、そのとおり判決をしているんだなと思いました。特に3ページのトラフィック管理措置のところの、合理的なトラフィック管理装置をすることは認められるけれども、商業的考慮のものは駄目と言いつつ、4ページの判決の中で、その部分をそのまま引用して、いかなる商慣習によるものであっても、トラフィックを差別的に取り扱うことは禁止される旨を定めていると。トラフィック制御を行うことが認められるのは3条3項第2・3段落で定められている場合のみであるということにしていますので、一応ゼロレーティング、一律には禁止されないということのようなんですけれども、かなり厳しい基準で判断されているなと感じました。実際に今回のやり方ですね、データを使い切った後でも、通信上限超過時においてもカウントしないというようなものは違法であるという判断をしているということですので、その意味で、制限的な理解をするものとして注目すべきであると思いました。

お尋ねしたいのは、4ページ、本サービスが中立性規則第3条3項に違反するかというところの2ポツなんですけれども、特定コンテンツのみに対する低速化は、ゼロレーティ

ング対象外のコンテンツの使用を困難にするものであり、「商業的考慮」のトラフィック制御だといえると。それで違法ということなんですけれども、特定コンテンツのみに対する低速化というのがどういう状態を意味しているのかが分からなかったんですが、ゼロレーティング対象外の何かをつまんで、それを低速化することが駄目と言っているのか、ゼロレーティングと無関係に、特定コンテンツの低速化は駄目と言っているのかが分かりませんでしたので、これがもしお分かりであれば教えていただければと思います。よろしく願いします。

【林主査】 森先生、ありがとうございます。

事務局様、いろいろ質問、コメントいただいたと思うんですけれども、よろしいでしょうか。御回答をまとめてお願いいたします。

【関沢データ通信課課長補佐】 御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、資料4-1のアンケートについて頂きました御質問、コメントにつきまして、8ページ目です。サービスの認知度・利用状況のところにつきまして、加入者の方がサービスの内容まで知っているという方のうちの内数として示さないとミスリーディングじゃないかという御指摘がございました。この点につきましては、御指摘のとおりかなと考えますので、別途御提示するようにいたしたいと存じます。こちらでお示ししているのは、全体の携帯電話サービス利用者のうちのパーセンテージということで示してございました。

それから同じページで、柿沼先生から、認知度について世代による違いがあるのかどうかという御質問を頂いたと存じます。こちらにつきましては、やはり若い方ほど認知度が高くなっている傾向にございまして、特に男性の10代から30代までの方がそれぞれ13%から18%という認知度になっているのに対しまして、50代以降の方は10%未満の認知度になっていたり、それから性別差もございまして、全般的に男性のほうが認知度が高いという結果になってございました。

それから同じくアンケートで、13ページ目でございます。平均的なオンライン授業の受講時間についてでございますけれども、中高ですとか大学生で違いがあるんじゃないかというところがございます。今回のアンケート対象では高校生以上に聞いてございまして、高校生以上の数値につきましてクロス集計して御提示することは可能でございますので、別途御提示するようにしたいと存じます。

それから、資料4-2に移りまして、中尾先生から頂きました、先行判決を受けましての世論の反応等につきまして、分かっているものがあればということでございますけれど

も、この判決を受けてという直接の因果関係かは分からないところでございますが、現状、MyChat、MyMusicのサービスが終了しているというところでございまして、一定、何らかの影響があったのではないかなと考えられます。

それから、米国の状況、どの辺りの方向に行くのかというところでございますが、現状は、あくまで選挙公約としてネット中立性を回復すると。ネット中立性違反する事業者に対するFCCの権限回復を掲げているというのが、現状、当方で把握している情報になってございます。

それから、森先生から頂きました、4ページ目の3条3項違反の特定コンテンツのみに対するという部分でございますけれども、こちらにつきましては、同一カテゴリーのアプリがある中で、特定のゼロレーティングサービス対象のコンテンツのみに対する低速化をしないというものにつきましては、ゼロレーティング対象外のコンテンツの使用を困難にするということでございまして、逆に言いますと、ゼロレーティング対象外のコンテンツに対する低速化を指していると考えてございます。

以上でございます。

**【林主査】** ありがとうございます。

追加的に御発言の希望もあおりかとは存じますけれども、時間の都合上、本会合の最後に、まとめてまた全体を通して発言の機会を設ける予定でございますので、取りあえず先に進めさせていただきたいと思えます。

それでは引き続きまして、議事(3)と(4)、ヒアリング結果及びそのヒアリング結果を踏まえた論点(案)につきまして、これも事務局から資料の御説明をお願いいたします。

**【関沢データ通信課課長補佐】** 事務局でございます。続きまして資料4-3「帯域制御等の実施及びゼロレーティングサービスの提供に係る事業者及び団体へのヒアリング結果」でございます。

おめくりください。1ページ目でございますけれども、第2回及び第3回会合におきまして、各ガイドラインを踏まえました対応状況につきまして、事業者及び団体にヒアリングを実施してございます。帯域制御につきまして9社及び2団体、ゼロレーティングサービスにつきまして7社にヒアリングを実施してございます。今回の会合で事業者ヒアリングのまとめなどをさせていただきまして、本年度末に検証結果の整理などを行いまして、来年4月の市場検証会議に報告をしていく、そのようなスケジュールを想定してございます。

続きまして、2ページ目以降が、帯域制御ガイドラインを踏まえた取組状況をまとめたものでございます。

3ページ目を御覧ください。帯域制御等の実施状況でございます。ヒアリング対象の大手ISP、MNO、MVNOを含みますけれども、これらが実施することとしている帯域制御の類型を整理したものでございます。ヘビーユーザーから不可逆圧縮まで、それぞれの社が提供されているのかというのを示してございます。また、米印でございますけれども、同意を取得しているものの未実施というものを示してございます。

それから中ほどでございますけれども、2ポツ目、中規模ISPやケーブルテレビインターネット事業者につきましては、多くが自社トランジットを調達しサービスを提供しているものの、帯域制御装置が高価であるなどの理由から、帯域制御を実施しているのは少数となっております。また、3ポツ目でございますけれども、小規模ISPにつきましては、多くがローミングによりサービスを提供しておりますので、自ら帯域制御を実施しているのはごく少数と。以上、2点、JAIPA様から御説明いただいた内容です。

最後の1点目でございますけれども、VNEからIPv6インターネット接続サービスの卸提供を受けているISPにつきましては、VNEから帯域制御を実施するために提供されたフレームワークを利用しまして帯域制御を実施していると、IPOE協議会から御説明がございました。

続きまして、4ページ目を御覧ください。通信の秘密との関係でございます。各社におきまして、帯域制御の内容に応じまして、回線識別やデータ通信量の把握、それから接続先のアプリケーション等・データの形式や種別の判別のために、これらの情報を取得して利用しているという内容を整理したものでございます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。通信の秘密との関係でございます。帯域制御ガイドラインの記載を抜粋してございます。ペーシング、スロットリング、不可逆圧縮を行うことにつきまして、一般的には正当業務行為として認めることは困難でありまして、このような形態の帯域制御を実施しようとする場合には、通信当事者の同意を得る必要があるとしてございます。

また、こうした個別の同意が必要であると明確化された帯域制御を行っている事業者におきましては、新規ユーザーに対しては契約の際に個別かつ明確な同意を得るとともに、既存ユーザーに対しては改めて帯域制御の内容とオプトアウトの手段について十分に周知を行いまして、一定の期間内に個別かつ明確な同意がなかったユーザーにつきましては、

帯域制御の対象としないことが適当であるとさせていただきます。

この点につきまして、事業者の対応状況でございますけれども、「申込み時に個別同意を取得している」2社ですとか、それから2ポツ目でございますが、新規の利用者からの同意は取られているものの、帯域制御ガイドライン改定前から契約している利用者からの同意につきましては、システム改修等を伴うことなどから、「対応実施中」と、NTTコミュニケーションズとオプテージがそのような状況になってございまして、または「検討中」ということでビッグロブがそういう状況になってございます。

続きまして、6ページ目でございます。情報開示に関する取組でございます。まず、ガイドラインの記載でございますけれども、ユーザーが最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならず、制御に該当する基準、制御の発動条件、制御後の水準等といった事項につきまして、周知しなければならないとしてございます。

事業者の対応状況でございますけれども、各社とも、帯域制御等を実施することにつきまして、重要事項説明書、契約約款、ウェブサイトで、全ての事業者が利用者への説明・周知を実施してございます。ヘビーユーザー規制につきましては、楽天モバイルさんを除きまして、速度制限を行う発動条件を説明・周知しております。また、P2Pファイル交換ソフトに対する制御につきましては、その対象を説明・周知しておりまして、多少、各社で対処の違いがあるという状況になってございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。情報開示に対する取組の続きでございます。公平制御につきましては、各社とも、以下のとおり、その発動条件ですとか制御後の水準につきまして、詳しく説明・周知をしているという状況でございます。また、特定カテゴリーのアプリケーション等の制御、ペーシング、スロットリング、不可逆圧縮につきましては、発動条件を説明・周知してございます。うち2社ということで、ソフトバンク、オプテージにつきましては、制御を実施する時間帯も公開されてございます。

続きまして、8ページ目を御覧ください。情報開示の関係でございますけれども、ISP等が帯域制御を実施する場合につきましては、運用方針についてあらかじめユーザーに十分な情報開示を行わなければならないとしてございまして、また、MNOやVNEの実施する帯域制御に伴いまして、MVNOですとか他通信事業者のユーザーに対しても帯域制御が行われる場合につきましては、帯域制御の運用方針について、MVNOとMNO間、VNEと他通信事業者間の十分な情報共有を行うことが重要となっております。

この点につきまして、事業者の対応状況でございますが、代理店ですとか卸先MVNO

への説明、マニュアル等への記載状況をこちらにまとめてございます。

続きまして、9ページ目を御覧ください。帯域制御の実施に対するユーザーの理解を得るため、ネットワーク設備の増強の見込みですとか増強の考え方について、周知することが望ましいと記載されてございます。

この点につきまして、事業者の対応状況でございますが、オプテージとNTTコミュニケーションズがこうした考え方の周知をしてございます。オプテージでは、左側でございますように、ネットワーク混雑状況の予想ですとか回線別の帯域増強、その増強規模、スケジュールなどを公開してございます。また、NTTコミュニケーションズにおかれましては、設備増強の工事予定、エリアと日付をウェブサイトに掲載してございます。

それから、10ページ、11ページ、12ページ、13ページにつきましては、帯域制御ガイドラインに関する各社の取組状況を一覧化してまとめたものでございますので、適宜御参照ください。

続きまして、14スライド目以降がゼロレーティングサービスガイドラインを踏まえた取組状況でございます。

15ページ目を御覧ください。まず、ゼロレーティングサービスの実施状況でございますけれども、ヒアリング対象7社につきまして、それぞれ、KDDIがSNS、ソフトバンクがSNS、動画、オプテージがIP電話サービスなど、NTTコミュニケーションズが音楽、ジュピターテレコムが動画、音楽、LINEモバイルがSNS、音楽、ビッグロブが動画、音楽、書籍などを提供してございます。

また、提供の仕方につきまして幾つかの切り口に分けて整理してございます。まず、ゼロレーティング対象コンテンツの種類ということでございまして、自社か他社かというもので分けたものでございます。他社コンテンツのみを対象とする事業者につきましては3社、自社コンテンツのみを対象とする事業者としましては2社、自社・他社のコンテンツを対象とする事業者は2社という形になってございます。

また、ゼロレーティングサービスを提供するプランを容量別にしたものでございますけれども、低容量・中容量プランでサービスを提供する事業者が6社、大容量プランでサービスを提供する事業者が5社となっております。

また、サービスの提供形態ということで、プランに含まれているか、オプションとされているかの区分でございまして、含まれている事業者が4社、オプションとされている事業者が3社となっております。LINEモバイルにつきましては、注書きで、

0円、280円、480円のいずれかのオプションを選択することが必須ということになってございます。

また、追加料金なしで自社コンテンツを提供しているのが2社となっております。

続きまして、16ページ目を御覧ください。まず、ガイドラインの記載で、サービス提供に係る事業者間の関係でございますけれども、電気通信事業者が、対象コンテンツの合理的かつ明確な選定基準を定めていない、あるいは、選定基準を定めていても公開していない場合につきましては、結果的に消費者に対し、不当な差別的取扱いが行われる可能性が高くなると考えられるとされてございます。

事業者の対応状況につきましてですが、ヒアリングを実施した7事業者全てが、一定のゼロレーティングサービスの対象コンテンツの選定条件を設定してございます。技術的な実現可能性を条件としているのが5社、コンテンツの種類（SNSであること等）としているのが3社、コンテンツ事業者とのシナジー効果としているのが1社、それからMVNOサービスに不可欠または重要なコンテンツとしているのが1社、オプテージでございます。また、これらのうち、コンテンツ等の選定条件を公開している事業者はソフトバンクの1社となっております。

続きまして、17ページ目を御覧ください。まず、通信の秘密との関係でございますが、ゼロレーティングガイドラインの記載を抜粋してございます。ゼロレーティングサービスを利用しようとする消費者に対しまして、利用される情報の範囲・内容や利用目的等を十分に説明した上で、個別具体的かつ明確な同意を得る必要があるとしてございまして、また、中ほどでございますけれども、こうした有効な同意があるとはということで、通常は契約約款等に基づいた事前の包括同意のみしかない場合を含まないとしてございます。

これらの点につきまして、事業者の対応状況のところでございますけれども、1ポツ目は、各社が利用している情報を整理してございます。2ポツ目でございますけれども、他社コンテンツを提供する全ての事業者が同意を取得しているものの、対応の差が見受けられるということでございまして、個別具体的かつ明確な同意を取得し、取得する情報まで明記しているのが2社、個別具体的かつ明確な同意を取得しているものの、取得する情報までは記載していないのがKDDI、ソフトバンクの2社、取得する情報を明記しているものの、利用規約全体に対して同意を取得しているのがNTTコミュニケーションズということでございまして、この辺りはガイドラインの記載と齟齬があるところですので、必要な対処をしていきたい、注視していきたいと思っております。それから3点目ござ

いますけれども、自社コンテンツのみを提供するオペレーティングとジュピターテレコムは、同意を取得していませんが、ゼロレーティングガイドラインでは、通信の秘密との関係では問題にならないとしてございます。

続きまして、18ページ目を御覧ください。消費者に対する取組でございまして、ゼロレーティング対象コンテンツであっても、対象として課金されるケースの説明でございませぬ。

各社の対応状況でございませぬけれども、識別子の変更によりましてカウントされるケースがある旨の説明をしているのが3社、アプリケーションごとにカウントされるケースを説明しているのが4社となっております。

それから、契約時の高齢者等への説明の配慮ということでございまして、ガイドライン上、利用者が適切に判断できるような説明を行うことが求められるとされてございます。この点につきまして、各社とも、「適合性の原則」に配慮した取組を行っているということでございまして、具体例を整理してございます。

続きまして、19ページ目を御覧ください。ゼロレーティング対象コンテンツの使用データ通信量のカウント方法でございませぬけれども、ガイドラインの抜粋でございませぬが、使用データ通信量を正確にカウントする必要があると。このため、電気通信事業者は、技術の進展等を踏まえ、適切な措置を講ずることが望ましいとしてございます。

この点につきまして、事業者の対応状況でございませぬけれども、カウントして、カウント方法まで公開しているのが2社、カウントしてございませぬが、カウント方法は非公開としているのが4社、それから、カウントしていない（技術的に不可）としているのが1社、ジュピターテレコムになってございます。

それから、望ましい行為ということで、コンテンツ事業者等との問合せ窓口を設置して、協議を行う体制を整備することが望ましいとされているものでございませぬ。

事業者の対応状況でございませぬが、協議体制を設けている事業者とそうでない事業者に分かれてございまして、対象事業者向けサイトですとか連絡先を公開しているのが3社、一般的な事業者からの問合せフォームを用意しているのが1社、問合せを受けて随時協議を実施しているのが2社、体制を設けていないのが1社、オペレーティングとなっております。オペレーティングにつきましては、MVNOに不可欠なものに限定して提供しているというものでございませぬ。

それから、次のスライド、20ページ目でございませぬ。対象／非対象コンテンツ別のデ

ータ通信量でございます。これらのゼロレーティングサービス対象コンテンツに係る使用データ通信量と非対象コンテンツに係る使用データ通信量を、容易に理解できるような形で情報提供することが望ましいとされているところでございます。そのようにコンテンツ別に情報提供しているのが4社、情報提供していない事業者が3社となっております。NTTコミュニケーションズにつきましては2020年度末の公開を検討されてございます。

また、中ほどですけれども、ペアレンタルコントロールにつきまして、全ての事業者が、提供または推奨しているフィルタリングサービスにおきましてペアレンタルコントロール機能を提供してございます。

それから、21スライド目でございます。こちらも望ましい行為としているものがございますけれども、上限データ通信量超過後に通信速度制限を実施する場合には、一律に実施することが望ましいとされていて、また、ヘビーユーザーに対する帯域制御、ネットワークの混雑時に帯域制御をする場合には、ゼロレーティング対象コンテンツ、非対象コンテンツかどうかに関わらず、一律に帯域制御を実施することが望ましいとされてございまして、事業者の対応状況でございますけれども、1点目につきまして、ヒアリング対象の7事業者全てが、上限超過時にゼロレーティングサービスの対象コンテンツの通信速度を制限していないという結果になってございます。また、帯域制御実施時はゼロレーティングサービス対象コンテンツの通信も帯域制御の実施対象としている事業者は5社で、対象としていない事業者は2社ということで、対応が分かれている状況になってございます。この辺り、論点になってございます。

以降のスライドにつきましては、ゼロレーティングサービスの事業者の取組状況を各社ごと一覧にしたものでございますので、適宜御参照ください。

続きまして、資料4-4「ヒアリング結果を踏まえた論点（案）」でございます。

帯域制御に関する取組状況と論点ということでございまして、2ページ目を御覧ください。1点目でございますが、帯域制御等の実施に係る利用者への説明・周知の実施状況についてどのように評価するかでございます。

事業者の対応状況としまして、ヒアリング対象の全ての事業者が、帯域制御等の実施につきまして、重要事項説明書等で利用者への説明・周知を実施しているところがございます。一方で、資料4-1の利用者アンケート結果によりますと、携帯・固定インターネット契約者ともにその8割以上が利用中のプランで帯域制御等が実施されるかを知らないと

回答してございます。また、3点目でございますけれども、発動条件ですとか制御後の水準につきまして、帯域制御の類型に応じまして、具体的また定性的な基準を説明・周知している一方で、一部の発動条件を非公開としている事業者も見られたというところでございます。これらのものをどのように評価するかというところでございます。

それから、3ページ目を御覧ください。論点の2つ目でございますけれども、ガイドラインで「帯域制御の実施に対するユーザーの理解を得るため」「周知することが望ましい」とされているネットワーク設備増強の見込みに係る周知ですとか、事業者独自の取組についてどのように評価するかというものでございます。

事業者の対応状況ということでございまして、設備増強の見込みに係る周知については、オペレーティング及びNTTコミュニケーションズが実施しているところでございます。オペレーティングにつきましては、ネットワーク混雑状況の予想ですとか回線の帯域増強等を公開してございまして、NTTコミュニケーションズにおきましても、設備増強予定をウェブサイトに掲載してございます。

また、4ページ目を御覧ください。事業者独自の取組ということでございまして、MVNOですので昼間に混み合うんですけれども、混み合う昼間にあまり通信を使わないということをお知らせいただきまして、実際にそれがクリアされますと一定のポイントが得られるというようなピークシフトに関する取組をオペレーティングが実施してございまして、こうした独自の取組をどのように評価するかというのが論点の2つ目でございます。

続きまして、ゼロレーティングに移ります。6ページ目を御覧ください。ゼロレーティング対象コンテンツが不当な差別的取扱いなく選定されているかにつきまして、どのように評価するかというものでございます。

まず、ガイドライン上の記載でございますけれども、事業者間で電気通信事業法上問題となり得る行為を整理してございまして、具体的にはということで、①でございますけれども、コンテンツの選定基準につきまして、合理的かつ明確な選定基準を設けていない場合、また、公開していない場合は、不当な差別的取扱いが行われる可能性が高くなると考えられるとしてございます。

また、2番目でございますけれども、市場における競争ですとか消費者の選択に与える影響を考慮するとされてございまして、1つ目が事業者の関連市場における地位、2つ目が利用者に対する透明性・公平性の確保のための取組、3つ目が料金プランの内容、4つ目がコンテンツの利用により消費するデータ通信量と。こういったものを総合的に考慮す

ることとされてございます。

また、3つ目でございますけれども、特に、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者は、同一カテゴリーに属するコンテンツを提供する事業者に対して同様の機会を提供することが求められるとしてございます。

続きまして、7スライド目を御覧ください。これらのガイドラインを受けました事業者の取組状況でございますけれども、1つ目でございますが、ヒアリングを実施した7事業者全てが、ゼロレーティングの対象コンテンツの選定条件を設定してございまして、一方、選定条件を公開している事業者はソフトバンク1社となっております。

また、2番でございますが、市場における競争や消費者の選択に与える影響でございまして、1つ目が関連市場における地位でございますけれども、参考として整理したものでございますが、ヒアリング対象事業者、MNO及びその特定関係法人が5社、利用者の数の割合が0.7%以上というのが1社、オペテージ、0.7%未満であるMVNOがジュピターテレコムのみとなっております。

また、利用者に対する透明性・公平性確保のための取組でございますけれども、再掲でございますが、選定条件の設定と選定状況の公開状況につきまして記載してございます。

また、望ましい行為であるコンテンツ業者等との協議体制の整備状況でございますけれども、こちらも再掲をしてございます。このような取組状況になってございます。

次のスライドでございますけれども、8ページ目でございます。2番目でございますが、消費者の選択に与える影響の続きでございまして、「iii. 料金プランの内容」ということで、料金プランの違いを、プランの中に含まれているもの、オプションとして提供しているものというふうに分けてございます。オプションとして提供しているものにつきましては、利用者がより理解した上で選定されているのではないかと考えられるところです。

また、低容量・中容量プランで提供する場合と大容量プランで提供する場合ということで、より低容量・中容量プランであるほうが消費者のコンテンツ選定に与える影響が大きいのではないかと。

また、他社コンテンツ、自社コンテンツ、自社・他社コンテンツ両方を提供という区分も整理してございます。自社コンテンツのみを提供する場合は、よりコンテンツ選定に対する影響があるのではないかとということで整理をしてございます。

続きまして、9ページ目でございます。「iv. コンテンツ等の利用により消費するデータ通信量等」でございます。テキスト、チャットよりも動画のほうが消費するデータ通信量

は多いだろうということで、コンテンツ別に、音楽、SNS、動画、書籍、IP電話サービスということでゼロレーティング対象コンテンツを分けて記載してございます。

また、同一カテゴリーに属するコンテンツを提供する事業者に対する同様の機会の提供状況ということで、協議体制の整備状況を再掲してございます。

こうした要件を踏まえましてどのように評価するかということでございます。

また、11スライド目でございますけれども、対象コンテンツを通信容量上限超過後の速度制限対象外、また、帯域制御等の実施対象外としていることにつきまして、どう評価するかということでございます。

ガイドライン上は、ゼロレーティング対象コンテンツかどうかに関わらず、一律に実施することが望ましいとしているところでございますけれども、先ほど同様、利用者が契約しているサービスのデータ通信容量ですとか事業者の市場における地位、コンテンツの利用により消費するデータ通信量につきまして、総合的に勘案するとされてございまして、また、事業者の対応状況につきましては、7社全てが、通信容量上限超過時の速度制限対象外としているほか、5社はゼロレーティング対象コンテンツを帯域制御の実施対象としている一方で、2社は対象としていないという状況でございまして、こういった取組の状況が違うことにつきまして、どのように評価するかというのが論点でございます。

それから13スライド目以降は参考資料ということでございまして、今回のヒアリング項目及びガイドラインの概要を記載したものでございますので、適宜御参照いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

**【林主査】** ありがとうございます。御説明を伺っておりますと、ゼロレーティングサービスの提供に係る事業者の取組状況につきましては、おおむねガイドラインを踏まえたものとなっておりますものの、個別の項目によっては、例えば利用者への提供情報の度合いにばらつきがあったり、対象コンテンツ等の選定条件がほとんどの事業者で公開されていないなかったり、あるいは料金プランの内容がプランの中に含まれていたり、自社コンテンツのみの提供であったり等々、個社によって対応に差がある部分も見受けられ、依然として改善が必要な部分もあるなと承知いたしました。

それでは、ここまでの説明を踏まえまして、先ほど同様、御質問、御意見、コメント等を頂きたいと思います。また、資料4-4において示されている論点（案）以外にも論点がありましたら、適宜御指摘いただければと存じます。

なお、本日の資料のうち、繰り返しでございますけれども、構成員限りとされている部分につきましては、御留意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、チャット欄に御記入をお願いできればと存じます。いかがでしょうか。

中村構成員、よろしくお願いいたします。

【中村構成員】 資料、いろいろ論点をまとめていただいてありがとうございます。

それで、ちょっとだけ御質問なのですけれども、帯域制御のところ、4ページの「ゆずるね。」は、キャリア側がやっているわけじゃなくて、ユーザー側が自分でその時間に使わないとポイントをもらえるよという話ですよ。

【関沢データ通信課課長補佐】 そうでございます。

【中村構成員】 というわけで、これはオペレーター側が何らかの制限だとか制御をしているという話ではないので、この論点からは外れるのかなという気がしますというのが1点目。あともう1つ、これはガイドラインの問題なのかもしれないと前々から思っているのですが、まずP2Pのファイルシェアをいわゆる特出しにしていることに僕はすごく違和感があります。ある特定のアプリケーションの1つだという言い方でもいいのかと思うんですけれども、そこはガイドラインのほうをもうそろそろ考えてもいいのではないかなという気がします。

実際にソフトバンクがゲームアプリで一部P2Pに関して制御しているというようなことを言われており、P2Pプロトコルをどういうふうにか考えるのかというのは、技術的には確かに違うものだとか表現することはできると思いますけれども、このガイドラインの論点的には、帯域制御するという意味では、1アプリケーションだとか1サービスに対して選択的に制御することの可否を議論するべきだと思っています。

それから、不可逆圧縮ですけれども、例えば帯域制御のところ、ペーシングだとかスロットリングだとか不可逆圧縮と3つ横に並べられていて、ここも僕はすごく違和感があって、不可逆圧縮はデータそのものを改ざんしているものなので、僕は到底認められるものではないと。本当に個別にユーザーがやってもいいと言うならいいですけれども、そうじゃなければ、こんなことを通信事業者がやってはいけないものだと思いますが、実際にやっているところはそんなにないのかなと。ただ、幾つかのISPの方ではやっているという言い方をしていますので、ここはもう1回精査したほうがいいのではないかと。

それからあともう1つ、ゼロレーティングに関してですけれども、MNOとMVNOを同等に評価するのは、あまりよろしくないのではないかと。ゼロレーティングに関しては、

MVNOとMNOを分けて考えるべきだと僕は思っています。特にMVNOは競争的な環境をつくってあげることも必要だと思うし、MNOは実際に設備を持って電波を占有してビジネスをしているわけですので、ここはかなりしっかりした中立性というのを守るべきだと思っていますけれども、MVNOはMNOの網を使ったサービスを提供しているというふうに、少し色をつけて考えるべきなのではないかと思います。

以上です。

【林主査】 ありがとうございます。

現在のところ、中尾先生、森先生、実積先生、大橋先生から御発言希望を頂いておりますので、次の中尾先生のところで一旦切りまして、事務局に御回答を求めたいと思います。

それでは、中尾構成員、続けてお願いいたします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。まず、資料4-3で考えたことです。ページで言いますと8ページとか9ページですね、帯域制御に関しては、設備増強の工事予定だとか、ウェブサイト、コミュニティサイトの設定をオペレーター側がやっていて、スケジュールを公開したりといった動きは非常に望ましく、ユーザーの理解を得るための努力が認められるかなと思ひまして、こういった周知を良い取組例としてこういうふうに取り上げることによって、他社でも同じように周知していただくようなことを推進してはどうかと思います。これは意見です。

それから、ゼロレーティングに関しまして、先ほども申し上げたのですが、非常に重要なことですが、カウント方法に関して非公開の部分は仕方がないと思うのですが、17ページと18ページにあるのですが、事業者の対応状況でカウント方法として、使用データ通信量を正確にカウントすることを適切にそれを実行しているかどうか。こういう調査をして、ガイドラインに沿ってやっぴらっしゃる会社を挙げると、ほかの企業でちゃんとできていることができていないというところは努力していただく。ユーザー視点で考えると、やっぱりそういう情報をきちんと提示してもらったほうが、自分がお金を払って、対価を払ってサービスをしてもらっているということが確認できるということが望ましいと思います。

それから、望ましい行為というところで、国民の、ユーザーの目線に立った情報提供、利用者に対する情報提供ができていくかどうかというところは、これはきちんと調べた結果を表示していただいて、望ましい行為をきちんとコストをかけてやっていただいている企業さんは、ちゃんとやっているということで、良い取組例として表示してあげるべきで

す。それによって、よりよい市場を形成する努力をする必要があると思いました。

そこまでが4-3です。

それから4-4なのですが、こちらの論点は事務局によく整理していただいて、私はこの論点に関して、先ほど申し上げた情報共有、情報提供というところに関しては大賛成でして、例えばどういう取組があつて、どういうふうにお考えかということをごこういった論点で整理することは非常に良いと思います。特にコンテンツ事業者との関係であったり、選定方法であるとか、そういったところが論点として挙げられるのは良いです。

ただ、1点お願いなのですが、これまで論点として挙げられたところは、割と事業者向けに、あるいはコンテンツ事業者、プラットフォーム事業者との関係が中心です。これまで我々委員が大分ここに注力して議論したので、ここがかなりクローズアップされているように思えますが、1点欠けているのが、先ほどから申し上げている、ユーザー視点での情報提供も重要な論点だということをきちんと明記していただいたほうが良いのではないかなと思います。

先ほどの4-1、4-2の資料でも申し上げましたけれども、やはり国民の関心事は、カウントフリーのカウントがきちんとなされている、そういったことをちゃんとやろうとしている企業がいるということをご論点として挙げていただければと思います。これは事務局にお願いとなります。

以上です。

**【林主査】** ありがとうございます。最後におっしゃっていただいたユーザー視点からの評価は、C J E Uの先行判決でも重視されているところですので、非常に貴重な御意見だったというふうに伺いました。

事務局様、先ほどの御質問等につきまして、御回答をお願いいたします。

**【関沢データ通信課課長補佐】** 事務局でございます。御意見いただきまして、ありがとうございます。

まず、中村先生から頂戴しました帯域制御ガイドラインの関係でございます。P2P特出しというのがいかななものかというところでございますが、現状のガイドラインを見ますと、特定のP2Pファイル交換ソフトを用いた通信がネットワーク帯域を一定期間にわたって過度に占有して、それによってほかのユーザーの通信サービスにおいて支障が生じるとか支障が生じる蓋然性が極めて高いといった客観的状況が発生しているときにと、目的の正当性ですとか行為の必要性、それから公平性において不当な差別的

取扱いがないと考えられるというふうに整理されているのが現状でございます。

また、その辺りについて、ガイドラインの改定というか修正も考えたほうがいいのではないかというコメントでございましたけども、この点について、もしJAIPA様の御意見があれば、コメントを頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【JAIPA 立石氏】 ありがとうございます。JAIPA立石でございます。今、頂いた点、確かに我々も改定するとき、それが話題には上っていたのですけれども、歴史的なものは残したいという意図があって、残しています。次に改定するときにはどういう形で残すかということをしなが、今、中村先生におっしゃっていただいたように、確かに違和感があるというのは私自身も感じていますので、歴史的な経緯というのを何か別の形で残しながら、この辺を書き換えたいと思います。

以上です。

【関沢データ通信課課長補佐】 ありがとうございます。

また、帯域制御ガイドラインにつきまして、不可逆圧縮は認められないというようなコメントでございました。この点について、ガイドライン上でも各ユーザーの利用できる帯域を一定以下に制限する公平制御といった、より緩やかな、かつ公平な方法によることも可能なので、通常は手段の相当性を欠くといった、なので、個別かつ明確な同意を取得した上で実施するというような整理がされているという理解をしてございます。

この点につきまして精査すべきという御意見ですけども、また立石様、何か御意見というコメントはございますでしょうか。

【JAIPA 立石氏】 今言っていたとおりで、どうしてもなかなかこれは許されるものではないということで並んでいるのですが、考え方として確かに中身が改ざんされることなので、一段違うといえは違うのですけれども、この辺については、次回改定するとき、ほかに改定する、カテゴライズすべきものがあるかどうかということも考えながら、そこは別扱いしたほうがいいのであれば別扱いするという形で、考えたいと思います。以上です。

【関沢データ通信課課長補佐】 コメントいただきまして、ありがとうございました。

また、中村先生から、ゼロレーティングサービスにつきまして、MNOとMVNOを同様に評価するのは良くないのではないか、色をつけて考えるべきではないかという御指摘がございました。この点につきましては、本日の資料4-4でも示していますように、事業者の市場における地位というところで、考慮要素として入ってくるのかなというのが一

つでございますのと、それからゼロレーティングガイドラインで、MNOと、MNOから通信回線を借り受けて契約してサービスを提供するMVNOの関係についても記載されてございまして、MVNOに対して不当な差別的取扱いをするのも問題になるということでございますので、こういった両面について評価していく必要があるのかなと考えてございます。

それから、中尾先生に頂きましたコメントでございまして、まず、利用者に対する情報提供ということで、しっかり取組をしている・していないというところをきちんと一覧化して、やっていないところに対して是正を促すというか、やっている事業者がきちんと評価されるようにするというので、こういったことは継続させていただきたいと考えてございます。

また、ユーザーへの情報提供ということで、資料4-4の論点としてきちんと挙げていくべきではないかというコメントを頂戴いたしましたので、こういった点も反映していきたいと思います。

以上でございます。

**【林主査】**      ありがとうございます。

続きまして、森先生、お願いいたします。

**【森構成員】**      ありがとうございます。まず私は、先ほどの中村先生の帯域制御ガイドラインのP2Pのところは全く賛成でございますので、改定の方で立石さんからもお話を頂きましたので、ぜひお願いしたいと思います。

私の意見としましては、資料4-3なのですけれども、13ページ、ゼロレーティングの対象コンテンツ選定の考え方ということでお調べいただいて、御回答がありまして、こういうことを聞くのだらうなと思っておりましたけれども、よくよく考えてみれば、ゼロレーティングの対象コンテンツを選ぶことの問題として、我々が以前から問題意識を持っていたのは、同じ条件であれば契約すべきである、対象とすべきであるということでした、したがって、例えばここに技術的な実現可能性というのがありますけれども、よくよく考えてみれば、どういう場合に契約できないかという話ではなくて、なぜ契約するのかということが実は知りたい、これは事業上の秘密であったり相手方のあることであったりするので、なかなか教えていただくのは難しいと思うのですが、どちらかという、なぜ同じ技術的に可能なコンテンツのうちAは良くてBは駄目か、なぜAを選んだのかというところが知りたいわけですので、できればそういうところに着目して、対象コンテンツ選

定のやり方を知りたい、シナジーというのがありますが、まさにこれがそうだと思いますけど、どんなシナジーかが知りたいみたいな、そんな話なのかなと思いました。それが1点目です。

2点目は、資料4-4なんですけれども、11ページ目なんですけど、ゼロレーティングの対象コンテンツについて、通信容量上限超過時の速度制限対象外となっているとか、そういうことについては、今回御紹介いただきましたEUの裁判所の決定が参考になるかなと思っていて、やはりあちらのほうが厳しいんだと思うんですね。限定的に考えている、中立性のルールというものを強く考えているところがありますので、それは当然我々の考え方にも影響を与えるものであろうと思いますので、そういうことを考えていただいて、運用を再検討いただければということです。

最後に、3点目として、ほかの話といいますか、私がよく知らないだけということもあると思うんですけど、これまでもつばら帯域制御みたいな形で、どういう状況にあったらば通信を絞っていいのか、絞る方向で考えていたわけなんですけれども、ここにゼロレーティングという問題が出てきて、ゼロレーティング、そこはカウントせずにたくさん通すということなんですけども、一部のコンテンツについて通信速度等を強化するというサービスをサービスレベルでされていることがもしかしたらあるのかなと思って、例えばそれは、CDNを買ってきて、一部のメジャーなコンテンツについて使うとか、そういう逆方向ですね、一部のコンテンツの強化、それはもちろん別にカウントフリーではないわけなんですけれども、そういったことをされているのかされていないのか、また、仮にされているとして、そういったことも中立性の問題として捉えて検討すべきなのかということを感じましたので、それを意見として申し上げたいと思います。

以上です。

**【林主査】** ありがとうございます。

続きまして、実積構成員、お願いいたします。

**【実積構成員】** ありがとうございます。意見が3つ大きくあります。

まずは4-3の15ページなんですけれども、その中の分類の表で、オプションとして提供されているのか、プランに包含されているのかというところの表、上から4つ目がその表だと思うんですけども、この中で事務局からのコメントが少し気になったのですが、オプションとして提供されているから消費者がきちんと選んでいるであろうと判定するのは、若干拙速かなと思っていて、つまり、消費者は特定の会社だけを見るわけじゃな

くて、そのとき同時に提供されているほかの複数の提供事業者も当然比較するだろうと思うので、個々のキャリアから、それがオプションかどうかというところで判断するのはちょっと違うかなと。当然マーケットにおいてどういったサービスが選択肢として提供されているかによるのだろうと思ったところです。

その意味で、恐らくMNO、メインラインに関して、そういったオプションであるからいいだろうという話はいいとしても、特にメインじゃなくてセカンドラインとして購入することが多いMVNOに関しては多分違う評価があって、特定の小規模なMVNOがゼロレーティングだけのサービスを提供しているからといって、それは恐らくネガティブに扱うべきではないだろうと。そのときに市場で同じような値段の範囲というか、同じような条件でどういったサービスが提供されているかというのと比較して見てあげないと、ゼロレーティングサービスの市場に対するインパクトは正確に判断できないのではないかと思います。

その意味で、中村先生が言われたとおり、MNOとMVNOを分けて判断すべきだと思うのは、もちろん設備的なものはあるのですが、消費者のほうから見たサービスの見方ですね、メインサービスなのか、それともメインじゃなくセカンドラインとして使うのかというものの見方も恐らく違うので、やはりこれは分けて評価するようなことにしていたければという、これは意見です。

2つ目が、16ページ目なのですが、これに関しては森先生と基本的に同じ考えを持っていて、対象コンテンツの選定の考え方で我々が問題にしなきゃいけないのは、各社ごとの選択条件、対象コンテンツ選定の考え方が違うというわけじゃなくて、各社が持っている選択の基準が、相手方によって違うような運用をされているのではないかと、このところを恐らく評価しなきゃいけないので、例えばソフトバンクであれば技術的な実現可能性はあるけども、ジュピターのほうはシナジー効果ということで、この差が問題なわけじゃなくて、特定の事業を相手にしたときに、どうしてこの会社においては技術的に実現可能で、ここは違うと評価したのかとか、この会社であればシナジーがあると判断した、こっちはないと判断したのかというところの基準を評価してあげるのが、市場の適切な運営に対し資するんだろうなと思います。

理由としては、もし各社ごとの基準の違いというのがまずいという評価をするということは、結局我々はコンテンツ事業者向けの約款を作るというのに等しくなるので、それは恐らく不可能というか、あまり意味がないことだろうなと思っています。

その意味で、16ページの解釈というかコメントに関して、私は森先生と全く同じく、各社の中での差別という方向を問題にするようにしていただきたいなと思います。

3点目は、資料4-4の上限超過後の速度制限についてのところなのですが、この辺りは、ガイドラインを作ったときに、電気通信事業者の取ることが望ましい行為という中に恐らくあった話だと思っているのですけれども、そこの中で、いろいろ議論して入れていただいたのが、一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者はそういった行動を取ることが特に求められるというようなことになっていますので、今後の市場評価というか、競争評価の面で問題にしなきゃいけない1つの大きな論点というのは、一定規模というのはどういうふうに判断するのか。我々は今のところ、この資料にありますけど、0.7%、100万人といった水準が果たして意味があるのかどうか。もっと大きくしたり、あるいはもっと小さくする必要があるのかというところだと思います。

その意味で、ヒアリング対象として、今回0.7%以下の事業者が1社で、0.7%を超えるのが1社、そのほかは大きな事業者の、MNOの関連事業者と。ヒアリングの対象に関しては今後もう少し増やしていくべきであるという点をここで指摘させていただきたいと思います。

その上で、具体的にどういった問題が発生しているのか、あるいは、しそうになっているのかという点に関して、少し事細かに見ていくという努力を今後していただきたいなど。そのことがガイドラインの一定規模以上、もちろん規模要件がそもそも正しいのであれば、それは0.7%なのか、0.5%なのか、あるいは1%なのかという評価にもなるし、そうじゃなくて、その規模じゃなくて、中村先生が言われたとおり、MNOとMVNOで分けたほうが適切じゃないかという議論になるので、それこそが、このガイドラインの将来的な見直しも含めて、我々の市場評価でやるべきことなのではないかと思いました。

以上です。

**【林主査】**      ありがとうございます。

ここで一旦区切りたいと思うのですが、先ほど森先生がおっしゃったように、選定条件の部分ですけれども、各社の中で、取引相手によって、取引関係、相対関係にある中で評価基準に違いがあるかどうか、これを評価、見るべきではないかという非常に重要な御指摘だとお伺いしました。

すいません、事務局から、まとめてこれも御回答をお願いいたします。

**【関沢データ通信課課長補佐】**      森先生、実積先生、コメントいただきまして、ありが

とうございます。

まず、コンテンツの選定基準につきまして、森先生と実積先生にコメントいただいた部分でございます。条件として定めているのはもちろんだけれども、それが実際にどのように運用されて、通信事業者の中でどのように判断してコンテンツ対象としているのか非対象としているのか、そういった部分を把握すべきなんじゃないかと。そういった御意見と理解いたしました。

非常におっしゃるとおりかなというところございまして、今回のオープンな場でのヒアリングにおきましては、あくまで基準を公開して、基準に合致したものについて協議を経て対象にしていくという、そういった表面的な御説明を頂いたというところですけども、オープンな場ではなかなか難しいのかもしれないですが、可能な限り、事業者にヒアリングするなどして、把握に努めていきたいかなと考えたところでございます。

それから、森先生に資料4-4ということでおっしゃっていただいたところで、まず、C J E Uの判断が参考になるということで、まさにその中で考慮要素として記載されてございます事業者の地位ですとか、それから対象コンテンツの容量の大きさですとか、そういったものを参考にさせていただいて評価していくところなのかなと考えてございます。

また、帯域制御とは逆の方向でということ、一部のコンテンツについて速度を強化するような取組があるのかどうかというところですけども、現状では当方としては把握していないところですが、資料4-1の利用者アンケートでもございますように、新型コロナウイルスの影響も受けまして、利用者がインターネット利用に非常に依存度が高まってきているというところございまして、インターネットトラフィックも増えてきているところでございますので、そういったニーズが潜在的に生まれてくる可能性もあるんじゃないかと思われまますので、その点は引き続き注視してまいりたいかなと考えてございます。非常にネットワーク中立性にも影響を与え得る部分かなと存じますので、そのように注視させていただきたいなと考えてございます。

それから、実積先生に頂きました資料4-3のオプションとして提供というところにつきまして、利用者におかれましては、複数事業者間をまず比較して、大きな枠組みで判断するのではないかと。なので、オプションだから一概に問題になる度合いが大きいわけではないんじゃないかというところで、逆にメインじゃなくてセカンドとして使うというところも考慮要素になるんじゃないかということで、御指摘のとおりかなと存じますので、そういった点も考慮要素に含めて、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから最後に、上限速度超過時の対応ということで、一定規模というところで、現状では特定関係法人ですとか0.7%というところをひとつ参考ということで示させていた  
だいていますが、その結果、非常にヒアリング対象が偏ったような形に見えてしまっ  
ているところもございますので、ヒアリング対象を増やしていくべきというコメントを受  
け止めまして、今後もモニタリングの活動を続けてまいりたいと存じます。

以上でございます。

【林主査】 ありがとうございます。

大変お待たせいたしました、大橋先生、よろしゅうございましょうか。

【大橋構成員】 どうもありがとうございます。まず、今回、非常に丁寧にアンケート  
と論点を作っていただきまして、ありがとうございます。こうしたことをすることとい  
うのは、ある種、ガイドラインの周知にもつながることですので、ガイドラインが事業者  
にまだ十分均てんしているかどうか分からないというのが回答の一部に見られるなかで、  
こういう取組というのは非常に意味があることだなと思っています。

資料4-4に論点を幾つか頂いていまして、帯域制御についての2つの論点については、  
私は、異論はございません。ゼロレーティングに関する論点の1ですが、これについては、  
コンテンツの選定条件、既に様々議論がありましたけれども、主査からもありましたが、  
私自身は、これはヨーロッパの件もそうだと思いますけれども、競争上の不当性がど  
こまであるのかということころなのかなと思っています、ここは別に経営の話では必ずし  
もなく、事務局にそれほど御負担をおかけすることもないかもしれないと思いたすけれ  
ども、そうした観点で見ていくということが1つの視点ではないかと思っています。

論点の2、帯域制御についてはしっかり議論すべきだと思いますので、この論点、お願  
いしたいと思います。

ほかに論点が2つあるんじゃないかと思っています、今回書かれていないと理解して  
いるんですけど、1つは、アンケート調査において、ゼロレーティングについての認知が  
欠けているということがあったのかなと思っています。資料4-3では、個別同意につ  
いて聞き取りをされていると理解して、個別同意についても実は事業者によって姿  
がまちまちだなという結果が見られているんじゃないかと思っていますので、ここにつ  
いても論点の3として置かれるべきではないかと思っています。

もう1つの論点、私では論点の4なんですけれど、カウントについても同様に言えるん  
じゃないかと。今回、カウントについては適正にやっているという消費者の声が多かった

一方で、データの通信量の表示がされるべきだという御意見も多数あったと理解しています。そういう意味でいうと、カウントの仕方についても一定の、これも事業者まちまちなので、その辺りもしっかり論点として拾い上げていくべきじゃないかと感じます。

以上です。ありがとうございます。

**【林主査】** ありがとうございます。特に新たな論点を2つ提示していただきまして、大変助かります。

続きまして、東京大学の江崎先生、お願いいたします。

**【江崎構成員】** ありがとうございます。P2Pのことは、前の委員がおっしゃったことに大賛成なので、次のガイドラインのときにはぜひその辺りの改善をお願いできればと思います。

それで、もう1点は、もともとゼロレーティングは、やはり新しく事業を、サービスをやっていくコンテンツのサービスプレーヤーに関してのエンカレッジというところが1つの重要なインセンティブだと思いますので、その辺りの実績があると非常にいいなと思いました。

それから2つ目は、ゼロレーティングというのが一般消費者にあまり知られていないということもありますけども、多分、特に政治家の方々とかもよく知らないんじゃないかなと思われまます。つまり、かなりユーザーサイドに得になるような形でのオペレーションをやっているというところが、いろいろなところに周知されるのは非常に重要ではないかなと思います。

以上です。

**【林主査】** ありがとうございます。

今しがた、お二人の先生方に頂いたコメント、質問等につきまして、これも事務局から何か御回答ございましたら、応答をお願いいたします。

**【関沢データ通信課課長補佐】** コメントを頂きまして、ありがとうございます。

まず、大橋先生から、論点を2つ追加したらどうかというところでコメントいただいたところがございます。利用者の認知度が欠けていることとの関係で、個別同意の仕方も事業者によってまちまちだということもございますので、この点につきまして、資料4-3で取組の差異をお示しさせていただいたところがございますけども、この辺りについて、省内関係部署とも相談しながら追加検討したいと存じます。また構成員の皆様方から御意見等ございましたら、頂戴できればと存じます。

また、カウントの仕方について、すいません、カウントの公開状況ということでございますか、そういったところについても追加していくべきだということでございまして、こちらも透明性を高める取組ということで、非常に重要なポイントかなということでございますので、論点に追加することを検討したいと存じますし、構成員の皆様方からこうした論点につきましてコメントとか御意見を頂戴できればと存じます。

また、江崎先生から、ゼロレーティングサービスの認知度ですとか、それから、プレーヤーをエンカレッジするということで実績があると良いということでございまして、この辺りは引き続き市場の動向ですとか事業者による取組というところをきちんと事務局としてもウオッチしていきたいかなと存じます。

簡単ですが、以上でございます。

**【林主査】** ありがとうございます。事務局におかれましては、御検討をお願いしたいと思えます。

実積先生から、江崎先生の質問に関連してのコメントということですので、お願いいたします。

**【実積構成員】** すいません、実積です。江崎先生のコメントにあった認知度の関係なのですが、私、個人的にこのアンケートを取られた2年前に同じようなアンケートを実はやっております、サンプル数は1,000と少ないのですが、それでもやっぱり認知度に関しましては2年前のほうがむしろ高かったという結果が出ていまして、この2年間で恐らくキャリアのゼロレーティングに対する期待というのが変わってきているんじゃないかと少し思ったところでは。恐らく5Gとかで、アンリミテッドというか、利用無制限の契約にシフトしていきたいという企業もあるかと思うのですが、ゼロレーティングに関しましては、データキャップが低いときに非常に大きなインパクトを持つもので、というか、その意味で、市場全体に対するゼロレーティングの反競争的行為というか、競争に関する影響は恐らく小さくなってきているんじゃないかなという観点があるかなと思います。

その意味で、江崎先生が言われたとおり、ゼロレーティングに関しましては、大きな事業者よりも、小さな事業者が何としても市場に食い込みたいというときに使えるツールであるというところは依然として残ると思っておりますので、その辺りのゼロレーティングだけを絞るんじゃなくて、モバイル、携帯市場全体におけるゼロレーティングのインパクトという観点も、論点になるかどうかは分かりませんが、1つの観点として考慮してい

ただければと思いました。

以上です。

【林主査】 ありがとうございます。

柿沼構成員からもコメントがございますので、お願いいたします。

【柿沼構成員】 柿沼でございます。今、実績先生からお話があった内容なのですが、1つ目として、ゼロレーティングサービスを提供している事業者様が、キャリアの中では1社だけになってしまっているということで、消費者の認知度は、難しいのではないかなというところがひとつございます。

それと、通信サービスプランにつきましても、今、通信料金の値下げの報道がキャリアではあります。ゼロレーティングサービス自体、利用する人のニーズが限られてくるというようなことも考えられるのではないかなということがありますので、その辺りも含めて、ゼロレーティングサービスというのはどういうメリットがあるのかということも含めた上での説明が消費者側に必要なのではないかなと感じました。

以上でございます。

【林主査】 ありがとうございます。

それでは、中尾構成員からも、大橋先生の御意見にコメントがあるということですので、続けてお願いいたします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。大橋先生に言っていた4つ目の論点、2つ追加するべき2つ目なのですが、まさに4-1で私が申し上げたポイントと全く同じ観点でして、認知度の話もあったのですが、今のところはきちんとカウントがなされているけれども、ユーザーのアンケートからは、しっかりとその表示をしてほしいということが挙げられていました。

提案なのですが、私が先ほど申し上げたユーザーへの情報提示というところも加えて、論点として、ユーザーに対しての情報提示という大きな論点にするべきです。その中に認知度もあればカウントの話もありますし、ベストプラクティスとかグッドプラクティス、大橋先生の最初のコメントにもありましたけれども、ただガイドラインを表示するというやり方よりは、ガイドラインに対して、それをちゃんと望ましい行為を率先して実践されているオペレーターの例を挙げるべきです。必ずしも名前を挙げる必要はないかもしれませんが、グッドプラクティスを添付して、ガイドラインとともに提示するという方法で、よりよいゼロレーティングサービスを推進するというやり方もあっていいのかな

と思います。情報提供の仕方というか提示の仕方は事務局にお任せしますが、ユーザーの視点での大きな論点の追加、その中に小項目として、今日申し上げた私の観点と、大橋先生やそのほかの先生方からの観点も、ユーザー、消費者に関するものに関してはその論点に入れていくべきです。プラスして、グッドプラクティスということで、ガイドラインの望ましい行為がこのように実施されているという情報もあったほうが良いのではないかなと思いました。

以上です。

**【林主査】** ありがとうございます。追加の貴重なコメントを頂きました。特にユーザーへの情報提示に関する論点というのは、先生方の共通理解が得られたと思いますので、ぜひその方向で事務局におかれましては御検討をお願いしたいと思います。

最後にということで、中村先生から御発言希望がございますので、中村先生、お願いいたします。

**【中村構成員】** ありがとうございます。1つ、説明責任というのと、説明して理解してもらっているかというのは、違うと。帯域制御のところ、帯域制御がよく分かっていないという人がいっぱいいると。なので、説明のところを、単純に長い説明をしてサインさせるのではなくて、本当に分からせるための努力というので評価するとか、うまい方法を検討していただきたいと思います。

**【林主査】** ありがとうございます。まさにおっしゃるように、説明責任というのは規範的なもので、現に説明しているという事実とは切り離して考えるべきだというのは、そのとおりだと思います。この点も含めて、事務局におかれましては御検討をお願いいたします。

予定の時間を過ぎておりますので、この辺りで質疑を終了したいと思います。皆様ありがとうございました。

最後の議事でございます。その他として、事務局から、固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループの開催について、御説明をお願いいたします。

**【田畑データ通信課企画官】** 事務局でございます。資料4-5を御覧ください。「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループの開催について」でございます。こちらは、本ネットワーク中立性に関するワーキンググループの開催要綱に基づきまして、このワーキンググループの下に開催するものとなります。

1 ページ目を御覧ください。「新たな日常」において重要性が高まる固定ブロードバンドサービスの通信品質に関しましては、回線事業者・I S P など複数の事業主体や家庭内の通信環境など様々な要因が影響することもありまして、公正、中立的かつ効率的な品質測定手法が確立されていない状況でございます。

幾つか報告書に言及等もございしますが、利用者におけるサービス内容の理解の向上を図る、そして通信事業者のネットワークへの持続的な設備投資、競争環境を確保するために、固定ブロードバンド品質測定手法の確立に関する検討を進めたいと考えてございます。

構成員は5名でございます。中央大学の平野先生を主任といたしまして、本ワーキンググループにも御参画いただいております柿沼構成員、実積構成員にサブワーキングのほうでも構成員として加わっていただくこととなっております。

具体的な検討事項でございます。2 ページ目を御覧ください。実際に通信品質の測定手法に関して、どういった枠組みでやっていくか、実施体制をどうするかという点、そして、測定手法を具体的にどのような形にしていくか、速度以外にもユーザー体感品質を表すためにどういった測定項目が必要になるかですとか、測定頻度、そして測定方式を整理していく必要があるかと考えております。3 つ目として、利用者への情報提供の在り方についても議論していく必要があると考えてございます。

3 ページ目でございます。スケジュール（案）でございます。来年3月までをめどに、通信事業者及びコンテンツ事業者からのヒアリングを実施いたします。また、品質測定手法の枠組み・実施体制に関する検討、今年度総務省で実施しております実証実験の結果のレビューと来年度の品質測定実証の進め方の検討をまずは実施したいと考えております。ヒアリングといたしましては、通信事業者、コンテンツ事業者それぞれの観点で御紹介いただくことを考えております。

また、来年度も引き続き議論するということを考えておりまして、品質測定実証のレビューと併せまして、測定手法、利用者への情報提供の在り方に関する検討を行いまして、2021年度末をめどに固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立を目指していきたいと考えております。

なお、第1回につきましては、明日24日を予定しております。

事務局からは以上です。

【林主査】 ありがとうございます。

それでは、最後にですが、全体を通してこれだけは言っておきたいということがもしご

ございましたら、御発言をお願いいたします。なお、追加の質問等につきましては、後日でもありがたく存じますので、事務局にメール等で頂けましたら幸いに存じます。よろしくごさいましょか。

江崎先生、何かございましたらお願いします。

**【江崎構成員】** とても簡単に、先ほどのサブワーキンググループの活動ですけども、エンドユーザーの宅内を含めた問題に今回いろいろ注目されたわけですので、そこまで含めた、いわゆるISPの品質に加えて、エンドユーザーにも利用できるような技術的などの議論をここで行っていただければと思いますし、事務局からは今年だけでは終わらないということでしたので、そうすると、固定だけじゃなくて無線の携帯、無線ももはやブロードバンドサービスなっちゃったので、そういうところも含めたところ、例えばIPのバージョンが違くと品質が違うというようなことも今回のコロナで起こったわけですので、そういう辺りをぜひ精力的に進めていただければと思います。

**【林主査】** ありがとうございます。その辺りも含めて、ぜひサブワーキングでは活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、そろそろ本日はこれにて終了したいと存じます。

では、事務局より今後の予定につきまして御説明をお願いいたします。

**【関沢データ通信課課長補佐】** 次回のワーキンググループにつきましては、来年3月の開催を予定してございます。詳細な日程、会場等につきましては別途御案内いたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

**【林主査】** ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。年末でお忙しいところ、活発に御議論くださいましてありがとうございます。皆様方、良いお年をお迎えください。失礼いたします。